

障害者基本計画（第5次）の改正概要と第5次佐賀県障害者プランの見直し方針案

「国基本計画の主な内容と改正点」

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ① 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ② 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進【**新規**】
- ③ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- ① 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ② 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ③ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備【**新規**】
- ④ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

「県プラン見直し方針案」

- ① 引き続き、虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座の開催による虐待の早期発見や未然防止に向けた取組
- ② 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ③ 改正「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づき、障害者差別解消に向けた取組の推進

- ① 引き続き、多数の人が利用する施設のバリアフリー化を促進
- ② 引き続き、公共交通機関のバリアフリー化を推進し、地元のニーズに合った移動手段を検討
- ③ 国の在り方検討結果や他県の情報を収集し、佐賀県での在り方を検討、バリアフリー法に基づき音響信号機等の整備を推進
- ④ 都市公園の整備に当たり、施設のバリアフリー化に加え、情報提供等のソフト面を含めた取組を推進

「関係箇所」

- ① 第4章-Ⅲ-3-(2)
- ② 第4章-Ⅲ-3-(2)
- ③ 第4章-Ⅲ-3-(1)

- ① 第4章-I-3-(3)
- ② 第4章-I-3-(2)
- ③ 第4章-I-3-(4)
- ④ 第4章-I-3-(3)

「国基本計画の主な内容と改正点」

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ① **情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**に基づく施策の充実
- ② 公共インフラとしての電話リレーサービス**提供の充実**
- ③ 手話通訳者や点訳者等の育成、**若年層を中心とする**人材の確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

- ① 福祉避難所、**被災者のニーズに応じて**車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ② 福祉・防災の**関係者が連携した個別避難計画等の策定**、実効性の確保
- ③ 障害特性に配慮した事故や災害時の**多様な**情報伝達体制の整備

「県プラン見直し方針案」

- ① **情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**に基づく、障害者への情報保障の強化
- ② 引き続き、公共インフラとしての電話リレーサービスの普及啓発を実施
- ③ **若年層を含めた**手話言語の普及啓発を実施

- ① 被災者のニーズに応じて車いす利用者も使用できる応急仮設住宅の確保
- ② 福祉・防災の関係者が連携し、個別避難計画の策定、実効性の確保を促進
- ③ 引き続き、障害特性に配慮した多様な伝達手段による情報伝達体制を整備

「関係箇所」

- ① 第4章-Ⅱ-3-(2)
- ② 第4章-Ⅱ-3-(1)
- ③ 第4章-Ⅱ-3-(3)

- ① 第4章-I-4-(1)
- ② 第4章-I-4-(1)
- ③ 第4章-I-4-(1)

「国基本計画の主な内容と改正点」

5. 行政等における配慮の充実

- ① 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ② **障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実**、投票機会の確保
- ③ 国家資格試験の実施等に当たり**障害特性に応じた合理的配慮の提供**

6. 保健・医療の推進

- ① **切れ目のない**退院後の精神障害者への支援
- ② 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、**病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築**
- ③ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討【**新規**】

「県プラン見直し方針案」

- ① 引き続き、被疑者等となった障害者の意思疎通に関し、適切な配慮を実施
- ② 障害特性に応じた**情報提供の充実、各自治体の実施事例について市町に周知**
- ③ 引き続き、研修等を通じて障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する理解を促進

- ① 引き続き、**切れ目のない**退院後の精神障害者への支援を実施
- ② 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、**病院を訪問して行う相談支援の体制を整備**
- ③ 精神科病院における非自発的入院患者の人権確保のため実地指導等を確実に実施、精神医療審査会の機能の充実

「関係箇所」

- ① 第4章-Ⅲ-3-(5)
- ② 第4章-Ⅲ-3-(4)
- ③ 第4章-Ⅲ-3-(3)

- ① 第4章-I-2-(2)
- ② 第4章-I-2-(2)
- ③ 第4章-I-2-(2)

「国基本計画の主な内容と改正点」

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ①ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保【**新規**】
- ②障害のある子どもに対する支援の充実【**新規**】

8. 教育の振興

- ①自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ②**研修等の促進による**教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ③病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進【**新規**】

「県プラン見直し方針案」

- ①障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に向けた取組
- ②児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り、地域における中核的役割を担う機関として個々の特性にあった適切な支援の充実

- ①引き続き、個別の教育支援計画の作成等を通じ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を実施
- ②引き続き、特別支援教育に係る研修等による教職員の指導力の向上、教育の充実
- ③病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保

「関係箇所」

- ①第4章-I-1-(2)
- ②第4章-I-1-(3)

- ①第4章-III-1-(2)
- ②第4章-III-1-(1)
- ③第4章-III-1-(1)

「国基本計画の主な内容と改正点」

9. 雇用・就業、経済的自立

- ①地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ②雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ③農福連携推進プロジェクトによる農業分野での障害者の就労支援の更なる推進

「県プラン見直し方針案」

- ①引き続き、地域の関係機関と連携し、就業・生活両面の一体的支援等に努める。
- ②引き続き、障害者が、確実に手当等をうけとれるよう、制度の周知に取り組む。
- ③令和3年10月に「プロジェクト推進チーム」と「推進連絡会議」を立上げ、農福連携の取組を強化し、障害者の就労支援の更なる推進に取り組む。

「関係箇所」

- ①第4章-II-1-(3)
- ②第4章-II-1-(6)
- ③第4章-II-1-(4)

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ①地方公共団体における障害者文化芸術活動推進計画の策定促進等、障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ②地域の文化施設におけるUD・バリアフリー化の推進【新規】
- ③障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

- ①障害者文化芸術活動促進計画等、障害者の地域における文化芸術活動の環境づくりの促進
- ②地域の文化施設におけるUD・バリアフリー化を促進
- ③引き続き、全国障害者スポーツ大会（SAGA2024）に向け、障害者が日常的にスポーツを楽しむ環境づくりの推進

- ①第4章-II-2-(1)
- ②第4章-II-2-(1)
- ③第4章-II-2-(2)

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」における成果目標の改正内容と佐賀県障害福祉・障害児福祉計画の見直し方針案

「指針（成果目標）の改正内容」

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ①地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ②施設入所者数：令和4年度末の**5%**以上削減

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：**325.3日以上**
- ②精神病床における1年以上入院患者数
- ③精神病床における早期退院率：3か月後**68.9%以上**、6か月後**84.5%以上**、1年後**91.0%以上**

「県計画見直し方針案」

- ①市町の目標を踏まえ、地域移行者数の目標を設定
- ②市町の目標を踏まえ、施設入所者数の削減目標を設定

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ②精神病床における1年以上入院患者数
- ③精神病床における早期退院率（3か月後、6か月後、1年後）

* 数値目標については佐賀県の実情に応じ設定予定であり現在検討中

「関係箇所」

- ①第5章-1-(1)-①
- ②第5章-1-(1)-②

- ①第5章-1-(2)-①
- ②第5章-1-(2)-②
- ③第5章-1-(2)-③

「指針（成果目標）の改正内容」

3. 地域生活支援の充実

①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、**コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め**、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【**新規**】

4. 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数：令和3年度実績の**1.28倍以上**

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【**新規**】

③各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【**新規**】

「県計画見直し方針案」

①各圏域に地域生活支援拠点等を1つ以上整備し、**コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築等、機能の維持・充実に図る**

②佐賀県発達障害者支援地域協議会の作業部会である強度行動障害支援部会において支援ニーズを検討把握し、支援者フォローアップ研修やアドバイザー派遣事業を実施し、支援体制の整備を進める

①令和3年度実績の**1.28倍以上**（176人）

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上

③各地域における就労支援部会等を活用し、就労支援ネットワークの強化、関係機関が連携した支援体制の構築を推進する。

「関係箇所」

①第5章-1-(3)-①
第5章-1-(3)-②

②第5章-1-(3)

①第5章-1-(4)-①

②第5章-1-(4)

③第5章-1-(4)

「指針（成果目標）の改正内容」

4. 福祉施設から一般就労への移行等
（続き）

- ④就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ⑤就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5. 障害児支援の提供体制の整備等

- ①児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ②全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ③各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

「県計画見直し方針案」

- ④就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度末実績の1.41倍以上（40人）
- ⑤就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

- ①児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所設置
- ②各圏域ごとの児童発達支援センターを中心に地域のインクルージョン推進を図る体制を構築
- ③難聴児支援の計画を策定し、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核機能を有する体制を構築
- ④重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1か所以上確保

「関係箇所」

- ④第5章-1-(4)-②
- ⑤第5章-1-(4)-③

- ①第5章-1-(5)-①
- ②第5章-1-(5)-③
- ③第5章-1-(5)-②
- ④第5章-1-(5)-④

「指針（成果目標）の改正内容」

**5. 障害児支援の提供体制の整備等
（続き）**

- ⑤各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【**新規**】
- ⑥各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【**新規**】

6. 相談支援体制の充実・強化等

- ①各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【**新規**】

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ①各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

「県計画見直し方針案」

- ⑤引き続き、医療的ケア児支援センターを核として、圏域ごとに地域コーディネーターを配置し、より地域に密着した支援に取り組む。
- ⑥障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

- ①各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確立
- ②自立支援協議会において、個別の事例を通じて明らかになった課題を踏まえて地域サービスの改善

- ①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を継続できるよう、体制を維持する。

「関係箇所」

- ⑤第5章-1-(5)
- ⑥第5章-1-(5)

- ①第5章-1-(6)
- ②第5章-1-(6)

- ①第5章-1-(7)